平成２２年（フ）第３１８６号
神奈川県大和市福田692番地６　ＹＢタウンペアーＡ号
破産者　柴田　勝洋
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
長野市大字高田1715―７ポレスター1102、住民票上の住所長野県須坂市大字小河原3711番地８
破産者　三田　忠和
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
愛知県岡崎市日名中町10番地５、開始決定時の住所愛知県岡崎市日名西町４番地21
破産者　小屋　　登
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
愛知県岡崎市百々町字池ノ入30番地50、住民票上の住所愛知県額田郡幸田町大字大草字松山51番地１
破産者　柴田由美子
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
愛知県蒲郡市一色町東山38番地５
破産者　指長建具店こと　山内　　有
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８７７号
京都市伏見区深草正覚町１番地の15
破産者　奥　　悟
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
福岡県田川郡福智町赤池58番地３
破産者　岩本　和寛
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１０２８号
熊本県宇土市入地町200番地１－６－３
破産者　佐藤　泰博
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０８号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目７番４号
破産者　大久保一志
１　決定年月日　平成23年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３３号
宮城県大崎市松山千石字古代ケ崎26番地
破産者　櫻井　雄記
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５号
大阪府大阪市西成区萩之茶屋３－６－11ウェストポイント701号、住民票上の住所秋田県大館市比内町扇田字中島才川附66番地28
破産者　畠山　史嗣
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２６１号
神奈川県三浦市晴海町19番13号
破産者　山野　節雄
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３８０７号
愛知県半田市青山２丁目７番地の２
破産者　池田　賢文
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７１号
東京都立川市柴崎町２丁目22番23号　コーポベル102号、住民票上の住所名古屋市守山区八反７番17号　ファミーユ長栄202号
破産者　島田　　收
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２３２号
名古屋市中村区寿町20番地　オベリスク寿1001号
破産者　村瀬　圭子
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７６２号
大阪市西淀川区大和田３丁目９番17号　勝栄マンションパートＶ101号室
破産者　井上　哲司
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３９１号
大阪府東大阪市東豊浦町１番23号　セプトレジデンス106号、開始決定時の住所大阪府箕面市桜ケ丘２丁目８番７号
破産者　髙桒　也明
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５９１号
大阪府東大阪市太平寺２丁目９番25号
破産者　要晋こと　友廣　　晋
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部